

宿泊約款

【適用範囲】

- 第1条 1 マロウドイン熊谷(以下当ホテルとします)が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
- 2 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

【宿泊契約の申し込み】

- 第2条 1 当ホテルに宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
- (1)宿泊客の氏名
 - (2)宿泊日及び到着予定時刻
 - (3)その他当ホテルが必要と認める事項
- 2 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルはその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約申し込みがあったものとして処理します。

【宿泊契約の成立等】

- 第3条 1 宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
- 2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を超えるときは3日間)の基本宿泊料金を限度として当ホテルが定める申し込み金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。
- 3 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金を充当し、第6条および第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 4 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払い期日を指定するにあたり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限りします。

【申込金の支払いを要しないこととする特約】

- 第4条 1 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
- 2 宿泊契約の申し込みを承諾するにあたり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合、及び当該申込金の支払い期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

【宿泊契約締結の拒否】

- 第5条 1 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じることがあります。
- (1)宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
 - (2)満室(員)になり客室の余裕がないとき。
 - (3)宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
 - (4)宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成30年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
 - (5)宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (6)宿泊しようとする者が、特定感染症の患者などであるとき。
 - (7)宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (8)天災、施設の故障、やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
 - (9)埼玉県旅館業法施行条例第8条の規定する場合に該当するとき。
 - (10)宿泊しようとする者が当ホテルに対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊客に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害する恐れのある要求として厚生労働省令で定めるものを繰り返したとき。

【宿泊客の契約解除権】

- 第6条 1 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
- 2 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により、当ホテルが申込金の支払い期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるにあつて、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払い義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。
- 3 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時(予め到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になつても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

【当ホテルの契約解除権】

- 第7条 1 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
- (1)宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
 - (2)宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他反社会的勢力。
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
 - (3)宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (4)宿泊客が特定感染症であると明らかに認められるとき。
 - (5)宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (6)天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させる事ができないとき。
 - (7)埼玉県旅館業法施行条例第8条の規定する場合に該当するとき。
 - (8)寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。
 - (9)宿泊しようとする者が当ホテルに対し、その実施に伴う負担が過重であつて他の宿泊客に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害する恐れのある要求として厚生労働省令で定めるものを繰り返したとき。
- 2 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

【宿泊の登録】

- 第8条 1 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
- (1)宿泊客の氏名、年齢、住所及び連絡先
 - (2)外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
 - (3)出発日及び出発予定時刻
 - (4)その他当ホテルが必要と認める事項
- 2 宿泊客が第12条の料金の支払いを、宿泊券、クレジット、カード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、予め前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

【客室の使用時間】

- 第9条 1 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
- 2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
- (1)超過2時間までは、室料相当額の25%
 - (2)超過5時間までは、室料相当額の50%
 - (3)超過5時間以上は、室料相当額の100%

【利用規則の遵守】

- 第10条 1 宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に設置した利用規則に従っていただきます。

【営業時間】

第11条 1 当ホテルの主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクター等でご案内いたします。

- (1)フロントサービス 24時間
- (2)レストラン
 - a. 朝食 午前 6時 30分から午前 9時 00分まで
 - b. 昼食 午前 11時 30分から午後 2時 00分まで
 - c. 夕食 午後 5時 00分から午後 10時 00分まで
 - d. バー 午後 5時 00分から午後 10時 00分まで
 - e. ティーラウンジ 午前 11時 30分から午後 9時 30分まで

2 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法を以てお知らせします。

【料金の支払い】

- 第12条 1 宿泊客が支払うべき宿泊料等の内訳は、別表1に掲げるところによります。
- 2 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当ホテルが請求したとき、フロントにおいて行っていただきます。
- 3 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

【当ホテルの責任】

- 第13条 1 当ホテルの宿泊に関する責任は、宿泊客が当ホテルのフロントにおいて宿泊の登録を行ったときに始まり、宿泊客が出発するため客室を空けたときに終わります。
- 2 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
- 3 当ホテルは、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。
- 4 お客様がお部屋の鍵を紛失されたことによって万一トラブルが生じたとしても、当ホテルは一切責任を負いかねます。

【契約した客室の提供ができないときの取り扱い】

- 第14条 1 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
- 2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

【寄託物等の取り扱い】

- 第15条 1 宿泊客がフロントにお預けになった物品について、滅失毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、15万円を限度としてその損害を賠償します。
- 2 宿泊客が、当ホテルにお持込みになった物品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意、又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、5万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

【宿泊客の手荷物又は携帯品の保管】

- 第16条 1 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡します。
- 2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは、当該所有者に連絡するとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄の警察署に届けます。
- 3 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第1項の場合にあっては第15条第1項の規定に第2項の場合にあっては第15条第2項の規定に準じるものとします。

【駐車場の責任】

第17条 1 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任までも負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意又は過失によって損害をあたえたときは、その賠償の責めに任じます。

【宿泊客の責任】

- 第18条 1 宿泊者の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。
- 2 当ホテル内からのコンピューター通信のご利用にあたりましては、お客様ご自身の責任にて行うものとしたします。コンピューター通信のご利用中にシステム障害その他の理由によりサービスが中断し、その結果利用者がいかなる損害を受けた場合においても、当ホテルは一切の責任を負いません。また、コンピューター通信のご利用にあたり当ホテルが不適切と判断した行為により、当ホテルおよび第三者に損害が生じた場合、その損害を賠償していただきます。

【支配する言語】

第19条 1 本約款は、日本語と英語で作成されますが、約款と翻訳文の間に、不一致または相違があるときは、日本語がすべての点について支配するものとします。

【準拠法】

第20条 1 本約款に関して生じる一切の紛争については、日本の裁判所において、日本の法令に従い解決されるものとします。

別表 1 宿泊料金の算出方法

		内 訳
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	基本宿泊料
	追加料金	その他の利用料金
	税	消費税

備考 税法が改正された場合は、その改正された規定によるものとします。

別表 2 違約金(第6条2項関係)

契約解除の通知をうけた日 契約申込人数		不泊	当日	前日	9日前	20日前
一般	14名まで	100%	80%	20%		
	15～99名まで	100%	80%	20%	10%	
団体	100名以上	100%	100%	80%	20%	10%